

新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、人と人の距離の確保・手洗い・咳エチケットを徹底してください

今こそ、変革のとき。 困難を乗り越え、時代を切り拓く 新しい区政を実現します。

武井雅昭区長施政方針

武井区長は、6月24日(水)に開会した令和2年第2回港区議会定例会で、これからの4年間の区政運営にあたって、次のとおり、施政方針を明らかにしました。

※口述筆記ではありませんので、表現その他に若干の差異があることがあります。



※新型コロナウイルス感染症対策として、今定例会において本会議場の演壇には飛沫飛散防止のため、アクリルパネルが設置されています。

発言に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された全ての皆様にお見舞い申し上げます。

医療現場などにおいて、自らの感染リスクと向き合いながら奮闘されている医療従事者の方々をはじめ、保育や介護、生活必需品の販売や配送などのために働いている方々に深く感謝いたします。

令和2年第2回港区議会定例会の開会にあたり、私の今後の区政運営に対する基本的な考え方について申し上げ、区民の皆様、区議会の皆様のご理解とご協力をいただきたく存じます。

私は、去る6月7日の港区長選挙におきまして、多くの区民の皆様か

らのご支持をいただき、当選を果たすことができました。

選挙の期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、社会全体で密閉・密集・密接の「3密」を避ける行動が求められるなど、予断を許さない状況が続いていました。

そうした中で、投票率が30パーセントを超え、前回の選挙から5ポイント以上も上回る結果となったことは、新型コロナウイルスの対策をはじめ、区民の区政への期待の大きさによるものと考えております。

私は、これからの4年間、区民の皆様の期待に応えるために全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの危機を乗り越えるために

新型コロナウイルスがもたらした危機

新型コロナウイルス感染症は、世界の多くの国に拡大し、これまで850万人を超える感染者が確認され、今も増え続けています。

この未知のウイルスは、人々の暮らしを根底から揺るがし、私たちはこれまでにない大きな危機に直面しています。

全国では、約18000人が感染し、900人以上の方が亡くなられています。

区内では、3月末から4月上旬にかけて感染者数が急激に増加しました。6月21日時点で、区内で発生した感染者の届出件数は、累計で379件にのぼります。

国は、4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初めての緊急事態宣言を発出し、全ての国民は、これまでにない日常生活の行動変容が求められました。

区民の皆様には、不要不急の外出を控えるなど、危機意識を持って行動していただきました。

子どもたちは、「学校に行きた

い」、「友達と遊びたい」という気持ちを抑えながら、「STAY HOME」に努めていただきました。保育園の登園自粛も含め、保護者の方々には大きなご負担となりました。

区内の飲食店をはじめ多くの事業者の方々には、休業要請にご協力いただきました。

「感染しない、させない」という区民一人ひとりの強い意志と連帯、自律的な行動により、感染件数が減少へと転じたことで、5月25日の緊急事態宣言解除につながりました。

ご協力をいただいた全ての方から感謝を申し上げます。

宣言解除から明日で1カ月となりますが、外出自粛やお店の休業などによる区内経済への影響は極めて深刻です。中小企業をはじめ多くの事業者は、資金繰りの急激な悪化などにより、厳しい経営状況が続いています。

収入減や失業などにより、生活に困窮する区民からの相談も増加しています。

地域のおまつりやイベントの多くが中止を余儀なくされています。区民の皆様が楽しみにしていたみなど

区民まつりやMINATOシティハーフマラソンも、関係者の方々と協議の上、中止という苦渋の決断に至りました。

私は、区民の生命と財産を守るという信念のもと、これまでリーマン・ショックや新型インフルエンザ、東日本大震災などの難局において、区政の先頭に立ち、区民の皆様とともに困難に立ち向かってまいりました。

そして今、これまでの経験を生かし、新型コロナウイルスがもたらした様々な危機を乗り越えるため、渾身の力で取り組んでおります。

これまでの区の対策

これまで予備費の充用や3度にわたる補正予算により、総額約387億円を確保し、感染拡大の防止とともに、区民生活や区内産業を守るための様々な対策を実行してまいりました。

私は、感染症対策の拠点である、みもと保健所の現場で、相談電話が殺到する中、医療機関との入院調整や患者の搬送などの対応に追われる状況を目の当たりにし、直ちに保健師を含めた105名を増員して計125名の体制を整えるとともに、区独自のPCR検査などの実施体制を強化いたしました。

軽症者や濃厚接触者がスマートフォンで健康状態を保健所に報告できる健康観察システムや、区民の心の不調に寄り添うための「新型コロナこころのサポートダイヤル」を23区で初めて導入するなど、対策を進める中で浮き彫りになった新たな課題に対し、現場の知見を集めて迅速に対応してまいりました。

区は、区民1人当たり10万円の特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の給付業務に迅速に取り組んでおります。

外出に不安を抱える高齢者への買い物代行の実施や、妊婦への2万円分の商品券の配付、介護事業所、障害福祉サービス等事業所の家賃助成など、区民生活の実情に応じた独自の対策を実施してまいりました。

さらに、町会・自治会など、地域活動を担う団体が活動を継続するための応援金の支給を実施しております。

区内事業者への支援策では、国や東京都に先駆けて実施した、区独自の無利子・上限500万円の特別融資あっせん制度をはじめ、テナントオーナーへの賃料減額助成など、重層的に取り組んでおります。

[2ページへつづく](#)

熱中症にご注意ください

熱中症の予防には、こまめな水分補給が大切です。汗をかいたときは、適度な塩分の補給も必要です。持病のある人は、水分等の取り方について主治医と相談しましょう。

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みもとコール** ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

1ページからつづく

6月1日から、幼稚園、小中学校の授業が再開しました。

教育現場では、子どもの健康を守るため、分散登校や子どもの手洗い、マスク着用の指導、健康観察などの感染予防に取り組む一方で、授業動画の配信や夏休みの短縮など、子どもたちの学びを1日も早く取り戻すために、学習時間の確保に努めています。

区は、児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備するGIGAスクール構想について、国が示した整備計画の前倒しにいち早く対応し、本年10月までに全ての児童・生徒への端末整備を完了いたします。

子どもたち一人ひとりに合わせた学びの仕組みづくりに取り組んでまいります。

支援・連携の輪

新型コロナウイルスがもたらす危

機の克服は、行政の力だけでは決して成し遂げることができません。

区がこれまで培ってきた「行政」、「区民」、「民間」、「全国各地域」の「4つの力」による連携と信頼関係が実を結び、個人や企業からマスクや消毒液等の数多くの支援が寄せられています。

「こんな時だからこそ、地元企業として港区の力になりたい。共に危機を乗り越えましょう」。

これは、マスク不足が深刻化する中、寄付をいただいた経営者の言葉です。

さらに、区内に本社を置く企業から、患者搬送用の車両を無償で貸与していただきました。

区民、民間企業などの支援の輪は、港区の誇りです。これからも連携の力を最大限活用してまいります。

他の自治体への支援も積極的に進

めております。

5月9日、東京都島しょ地域で初めて感染が確認された御蔵島村に対して、区は、直ちにマスクや消毒液等をお届けし、島内における感染防止対策を支援いたしました。

人権の尊重

感染拡大の防止や、区民生活や事業者への支援と合わせて、感染者やその周辺の方々への人権を尊重することも重要です。

感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族などに対する、根拠のない不当な差別やいじめはあってはなりません。

区は、区内の感染情報を港区ホームページで正確に発信する一方で、個人情報保護など感染者の人権に最大限配慮してまいります。

SNSなどによる誹謗中傷、人権やプライバシーの侵害などの問題と合わせて、区民の皆様には、正しい

情報に基づく冷静な判断と行動をしていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

延期となった東京2020大会の気運醸成

本年3月、国際オリンピック委員会の臨時理事会において、東京2020大会の開催日程の1年延期が決定されました。

大会の気運醸成やレガシー創出のために、区が地域と協働で実施した海水浴イベント「お台場プラージュ」や多くのスポーツイベント、文化プログラム連携事業などは、国内外から高い評価をいただいております。

地域や関係機関と共に巻き起こしてきた気運のうねりを止めてはなりません。

1年後の東京2020大会を安全・安心な環境で迎えるために、万全な準備を進めてまいります。

感染拡大の第2波への備えと更なる支援策

第2波への備え

緊急事態宣言の解除後、社会経済活動は徐々に再開してきましたが、区民生活や地域経済は再建の途上です。

私は、新型コロナウイルスへの更なる対策として、感染拡大の第2波に備えるとともに、引き続き切れ目のない支援策を講じてまいります。

区は、民間検査機関を活用したPCR検査に加え、緊急性の高い人については、保健所内で職員がPCR検査を実施し、最短で当日中に結果を出せる体制を整えております。

検査キットやマスク、医療用ガウンなどを追加で手配するとともに、港区医師会をはじめ各医療機関との連絡体制を強化し、再度の感染拡大

に備えてまいります。

区内の幼稚園、小中学校において、子どもたちが手を洗う時の蛇口への接触機会を減らすために、校内の水道を自動水栓に切り替えます。

今年も、台風、豪雨が懸念されます。避難所の設置にあたっては、感染拡大を防止する対策も必要になります。

区内80の避難所に、マスクやフェイスシールド、体温計、消毒液などの衛生用品や空気清浄機などを早急に配備します。

区が全国に誇る、みなと保健所の感染症対策をはじめ、危機管理体制を一層強化することで、第2波、第3波の感染拡大を最小限に抑え、区民の命と健康を守ってまいります。

更なる支援策

区民の消費生活の支援と商店街活性化の起爆剤として、総額10億円、最大30パーセントのプレミアム付き区内共通商品券の発行支援事業を実施いたします。販売にあたっては、インターネットや郵送による申込み、販売場所の拡大など、感染拡大の防止対策を徹底いたします。

収入が大きく減少しているひとり親世帯などを対象とする、追加の臨時特別給付金を速やかに給付してまいります。

区内の観光需要を取り戻すため、キャッシュレス決済を活用した、区民や観光客など消費者への50パーセント還元キャンペーンを新たに実施します。

区内中小企業を対象とする特別融資について、6月末までのあっせん期間を8月末までに延長するとともに、中小企業の感染拡大防止対策を

支援するため、テレワークの導入にかかる経費を助成する制度を新たに創設いたします。

障害者が働く就労継続支援事業所への支援として、生産品の購入や業務発注により、障害者の就労環境を維持するとともに、事業所の販路を拡大するため、企業等とのマッチングを支援します。

今後も、区民の暮らしや区内産業の早期回復に向け、全力で取り組んでまいります。



新しい区役所づくりと、めざすべきまちの姿に向けて

新型コロナウイルスを教訓としたオンライン化の推進

これから、私たちは、手洗いの徹底やマスクの着用、「3密」を避けるといった「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止と社会経済活動を両立させる社会をめざしていかなければなりません。

私は、新型コロナウイルスを教訓に、区民が来庁することなく、質の高いサービスを受けられる区役所の実現をめざし、オンラインによる申請や相談、キャッシュレス化、5Gの通信基盤整備などを早期に実現し、区民の利便性を格段に向上させてまいります。

行政サービスのオンライン化

相談窓口について、区民がビデオ通話などのオンライン相談を選択できる体制を速やかに整えてまいります。

住民税や保険料、施設の使用料や窓口の事務手数料などの納付手段について、キャッシュレス決済の拡充

や導入を早期に進めてまいります。

転入届や児童手当の届け出など複数の申請書をオンラインシステムで一括して作成し、ワンストップで受け付ける新たな窓口システムを、令和4年度に導入いたします。

オンライン環境の整備と活用

先端技術を様々な行政サービスに活用できるオンライン環境を整えるため、次世代移動通信システム5Gの基盤整備を積極的に進めてまいります。

区内において、誰もが5Gの通信サービスをあまねく受けられる環境の実現をめざし、官民で連携し、区の建物や公園等における5Gの基地局設置を推進いたします。

さらに、庁舎内などにおける独自の通信システム「ローカル5G」の導入を進めるなど、未来の通信環境にいち早く対応してまいります。

区は、今月から、全国に先駆けて、ICT事業者や大学等との連携による協議会「MINATO 5Gカンファレン

ス」を設置し、地域における5G活用に向けた検討を開始いたしました。

5Gの超高速・超低遅延・多数同時接続の強みを生かし、災害時における迅速かつ正確な被災状況の把握や、立体映像による区の観光情報や文化芸術の発信をはじめ、福祉、医療、教育、スポーツなど、あらゆる分野において5Gの活用可能性を追求し、その成果を着実に区民へ還元してまいります。

めざすべきまちの姿

次に、めざすべきまちの姿の実現に向けた取り組みについて申し上げます。

人生100年時代においては、子どもが健やかに学び育ち、若者から高齢者まで、全ての世代の人が健康で住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまちこそが、港区のめざすべきまちの姿であると考えております。

区は、各世代のライフステージに応じた切れ目のない行政サービスを提供してまいります。

子ども・子育て支援

区では、平成28年に合計特殊出生率が1.45に達し、全国の1.44を上回

り、23区トップとなりました。平成30年は1.39であり、全国の1.42とほぼ同水準を維持しています。

本年4月、保育定員を前年度から586人拡大し、9033人の定員を確保したことで、2年連続で待機児童ゼロとなりました。

今後は、より身近な地域で保育が受けられるよう、各地域の保育需要を的確に把握し、私立認可保育園の誘致をはじめ様々な手法により、待機児童ゼロを継続するとともに、保育環境を充実してまいります。

女性の活躍推進や働き方改革に加え、新しい生活様式が定着する中で、保護者の就労状況も、これまで以上に変化していくことが考えられます。

区は、多様化する区民の保育や幼児教育のニーズに的確に応えるため、保育園と幼稚園の機能を兼ね備えた認定こども園を各地区に一園整備してまいります。

働き盛り世代への支援

働き盛り世代の方々の健康づくりを支援してまいります。

新型コロナウイルスの影響に伴

い、医療機関のオンラインによる診療や相談の受け付けが広まってきています。

区内医療機関の協力を得ながら、オンライン診療の活用などを通じて、働く人が受診しやすい環境を築いてまいります。

健康に対する意識が高まる中、区民の死亡原因は、依然としてがんが第1位であり、区民の健康の大きな脅威となっています。

区民へのがん検診の必要性や精密検査の重要性の啓発をはじめ、検査を受けやすくする仕組みづくりを進めてまいります。

たばこは、がんなど様々な病気の原因になるといわれています。みなとタバコルールや東京都受動喫煙防止条例の普及啓発などに取り組み、

受動喫煙防止を徹底してまいります。

高齢者へのきめ細かな支援

一方、外出機会が減ることで、高齢者の運動不足による筋力低下などが懸念されます。区は、自宅でできる簡単な介護予防運動を広く周知しております。

高齢者への個別の通知やケーブルテレビの放送など、情報発信を工夫しながら、介護予防の普及啓発に努めてまいります。

新しい生活様式の一例にある「毎朝の体温測定」は、日常の健康管理にも有効です。区は、ふれあい相談員の電話相談などを通じて、ひとり暮らし高齢者等に新しい生活様式の実践や健康状態など、幅広い相談に対応してまいります。

高齢者の方々に孤立させない、誰

一人取り残さないために、今後もきめ細かな取り組みを進めます。

障害者への支援

医療的ケア児や発達障害の方への支援が今後一層重要となり、支援内容は、医療、介助、保育、教育、就労など多方面にわたります。

令和3年度、相談事業をはじめ短期入所など、様々なサービスの拠点として、精神障害者支援センターを高輪一丁目に開設いたします。

医療的ケア児の集団保育をはじめ特別支援学級、就労への支援など、障害のある人が住み慣れた場所で、切れ目のないサービスが受けられるよう、取り組んでまいります。

各世代からのあらゆる相談を受け付ける窓口の実現をめざして

全ての世代からのあらゆる相談に

対応するための組織体制を整備してまいります。

8050問題や、親の介護と子育てを同時に行うダブルケア問題など、家庭が抱える課題は複雑化しています。区民の多様な相談に丁寧に対応し、解決に結びつける窓口の機能強化に取り組めます。

区民にとって最も身近な総合支所において、保健師など各福祉分野の専門職がチームを組み、子育てや介護、障害者福祉、生活困窮などの福祉に関する様々な相談を一つの窓口で受け、サービスにつなげる福祉総合窓口を令和4年度に設置します。

区民のあらゆる相談に対応できる窓口を実現し、区役所・支所改革の新たな一歩を着実に踏み出してまいります。

未来に向けた区政運営の基本姿勢と決意表明

未来に向けた区政運営

最後に、未来に向けた区政運営の基本姿勢について申し上げます。

東日本大震災が発生した際、人と人との絆の大切さが改めて見直されました。新型コロナウイルスに伴う社会変容の流れの中では、「人とのつながり」は、オンラインという新しい形で広がっていくものと考えております。

オンライン化が進む未来では、私たちは距離や時間の制約から解放され、世界はもっと近くなります。

行政サービスのオンライン化を契機に、これまで築いてきた区民や企業、全国各地域との連携の力をはじめ、各世代、各分野の衆知を集め、より参加しやすく、透明性の高い区政を実現いたします。

地域においても、働き方改革や新しい生活様式の浸透により、家で過ごす時間が増えることで、これまで地域との関わりが少なかった人にも、新たに地域の担い手として活躍していただけることが期待できます。

新たな人材やオンラインなどの手法を活用しながら、「3密」防止などの創意工夫を凝らした地域活動やイ

ベントを地域の皆様とともに検討し、地域コミュニティを進化させてまいります。

基本計画

区政の道筋を具体的にお示するため、今後の財政の見通しを明らかにし、令和3年度から6カ年を計画期間とした基本計画を策定いたします。

本年3月、区民参画組織みなとタウンフォーラムから提言書をいただきました。この提言を最大限反映するとともに、新型コロナウイルスを教訓とした取り組みを計画に組み込み、港区の未来のまちの姿を見据えた新たな基本計画を作り上げてまいります。

財政運営

新型コロナウイルスの影響による急速な景気悪化に伴い、区の財政運営を支える特別区民税収入の大幅な減少が懸念されます。

区は、リーマン・ショックに伴う景気後退時において、3年連続で税収減となり、最大で対前年度比72億円、約12パーセントの収入減を経験しております。

区民生活や地域経済を守るための

機動的な財政出動とともに、これまで積み立ててきた基金を活用し、将来世代に過度な負担を残さないよう、計画的な財政運営を徹底してまいります。

区民の安全・安心

区民の安全・安心は、いかなるときも区政の最優先事項です。

首都直下地震や台風などの自然災害、新たな感染症など、様々な脅威を想定して、あらゆる危機から区民を守り、安全・安心で強靱な都市を形成してまいります。

羽田空港新飛行経路の運用に伴い、区民からは落下物や騒音等に対する不安の声が寄せられています。

私は、先月29日、国土交通大臣に対し、区に寄せられた意見や区独自で行った騒音測定結果の情報を伝えるとともに、区民への丁寧な説明や新ルートに限らず様々な運用を検討することなど、十分な対応を行うよう強く要請しました。

国は、こうした要請などを受け、今月3日、新ルートの固定化を回避するための方策を早急に検討するため、有識者及び専門家による検討会を設置する見解を示しました。

引き続き、更なる騒音対策や安全対策と合わせて、区民の不安や疑問の払しょくに向けた住民説明会の開



催や、飛行経路の様々な運用の検討について、積極的に取り組むよう、国に対して強く求めてまいります。

区は、今後も、「港区安全の日」をはじめ、安全・安心に対する区の姿勢を区内外に示してまいります。

おわりに

今月28日から、私の新しい任期が始まります。

予測できない時代だからこそ、速やかに判断し、速やかに実行することの繰り返しが必要です。私は、今こそ変革の時ととらえ、困難を乗り越え、時代を切り拓く新しい区政の舵取りを全力で担ってまいります。区民の皆様、並びに区議会の皆様のご理解とご協力を、心からお願いいたします。

これもちまして、私の施政方針の表明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」のご案内
☎5333-3808

みなと保健所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、さまざまな取り組みを実施しています。4月末からは、心の不調について相談できる心の相談窓口を、みなと保健所に開設しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛等が続き、区民の皆さんから新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するストレスや不眠等の相談がみなと保健所に多く寄せられています。

相談内容の例

感染に対する不安・焦燥感

病院に行けない、外に出るのが怖い、歩いている人が感染者に見える等

報道に基づく疲労感

新型コロナウイルスの怖い映像や情報で不安、専門家の言うことが怖くて眠れない等

今後の生活についての不安

新型コロナウイルス感染症のことを考えると不安が募る、家に居続けると憂うつになる等

一人で抱えこまず、つらい気持ちをお話ください

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」では、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が、新型コロナウイルスに起因する精神的な不安等の相談をお受けします。また、必要な人には継続的に支援ができるよう、関係機関へおつなぎしています。

港区新型コロナ ころのサポートダイヤル
対象 区内在住・在勤・在学者
とき 平日(月～金)の午前9時～午後5時

問い合わせ

健康推進課地域保健係
☎6400-0084 FAX3455-4460

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

「特別定額給付金」の申請を受け付けし、給付しています

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく「特別定額給付金」の申請受付および給付をしています。

受給権者 住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

必要書類

- (1)申請者本人確認書類の写し(運転免許証等)
- (2)振込先金融機関口座確認資料の写し(通帳等)

受付期間

郵送による申請

5月25日～8月25日(火・消印有効)

インターネットによる申請

5月1日～8月25日(火)

給付時期 区が申請書を受理してからおおむね1カ月後

申請書が届いていない人 電話で再発行依頼についてお問い合わせいただくか、**表**の臨時窓口でお申し出ください。

臨時窓口を開設しています **表**の臨時窓口において、お持ちいただいた申請書の内容確認や、記入方法の補助を行っています。お持ちいただいた申請書に不備がない場合、申請を受け付けることとしました。

受付時間 午前8時30分～午後5時
※土・日曜、祝日を除く。

特別定額給付金に関連した犯罪が発生しています

- 「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。
- 区市町村の職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 区市町村の職員が「特別定額給付金」の給付のため、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

表 臨時窓口設置場所

地区名	設置場所
芝	港区役所1階福祉売店はなみずき横
麻布	麻布区民協働スペース3階※
赤坂	赤坂地区総合支所1階会議室
高輪	高輪地区総合支所4階通路内
芝浦港南	芝浦港南地区総合支所1階管理課前スペース
芝浦港南(台場)	芝浦港南地区総合支所台場分室2階通路内

※麻布地区総合支所とは別の施設です。

問い合わせ

港区特別定額給付金コールセンター
☎6730-9401
○申請書の再発行依頼について
企画課特別定額給付金担当 ☎3578-2571

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貸し付けや融資あっせん等の手続きに使用する各種証明書を無料で交付します

事務手数料が無料となる証明書

区が発行する住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税納税証明書、営業等に関する証明書等

手続き方法

窓口で証明書の交付を請求する際に、新型コロナウイルス感染症の影響による各種貸付や融資等の申請に使用することを申し出てください。住民票の写し、納税証明書を郵送により請求する際は、請求書に使用目的を明記してください。

特別融資あっせん制度や各種証明書を無料で交付する件について詳しくは、港区ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

また、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。詳しくは、下の記事をご覧ください。

問い合わせ

- 各種証明書の窓口請求、住民票の写しの郵送請求について 芝地区総合支所区民課証明交付担当 ☎3578-3143
- 納税証明書の郵送請求について 税務課税務係 ☎3578-2590
- 営業等に関する証明書について(証明する内容によって担当する係にご案内します) みなと保健所生活衛生課 ☎6400-0050

12月31日投函分まで、郵送申請する際の郵送料を区が負担します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。

一定期間、郵送料を無料とすることで、窓口の混雑緩和につなげます。

主な対象手続き

- 各種証明書(住民票、戸籍に関する

証明、特別区民税課税・納税証明書)の請求

- 各種補助金交付申請・実績報告
- 国民健康保険料、介護保険料等の減額・減免申請
- 融資あっせんに関するもの
- ※以上の4項目以外にも対象となる場合

合がありますので、各種手続きの担当窓口にお問い合わせください。

手続きの概要

区民等が発送する区宛ての各種手続きに係る郵便物の郵送料は、料金受取人払いの方法によって、区が郵送料を負担します。

港区ホームページに、料金受取人払い用の様式を掲載しています。様式を印刷して、封筒に貼付することで、切手を貼らずに区に郵便物を郵送することができます。

実施期間

12月31日(木)投函分まで
詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの郵送料についてのページをご覧ください。

問い合わせ

企画課区役所改革担当
☎3578-2622

新しい顧客の獲得に取り組んでいる店舗等に 50万円を上限に 必要経費の2分の1を助成します

買い物するなら地元の商店街で

50万円を上限に
必要経費の2分の1を
助成します

Going shopping?
Visit our local shopping streets.

区は、商店街および商店街を支える各店舗の活発な商業活動を支援するために「チャレンジ商店街店舗応援事業」を開始しました。次に示す事業に取り組む区内商店会加盟店舗に対し、50万円を限度に、必要経費の2分の1を助成します。

対象 次の条件に全て該当する区内商店会加盟の店舗

※風俗営業等を営む事業者は除きます。

- (1)区内で(申請日時時点で)引き続き5年以上事業を営んでいること。

- (2)法人の場合は法人住民税および法人事業税を滞納していないこと。個人の場合は特別区民税および都民税を滞納していないこと。
- (3)小売業・飲食・一部サービス業の店舗を有する資本金(もしくは出資の総額)が1000万円以下の法人または、常時使用する従業員が30人以下の企業(個人事業も含みます)。

新規顧客獲得事業

対象経費 商品開発、販売用機材、

設備導入、高齢者や乳幼児連れ親子等の受入環境設備導入等に係る経費

多言語対応事業

対象経費 外国人観光客の受入環境整備に係る経費

事例 音声翻訳機の導入等

効率化・省人化事業

対象経費 セルフレジ・キャッシュレス対応・自動洗浄機の導入等に係る経費

営業時間拡大事業

対象経費 営業時間拡大のための周知、従業員募集広告等に係る経費

申請方法 直接、必要書類(1)～(7)を産業振興課産業振興係(区役所3



二次元コードをスマートフォンで読み取ると港区ホームページ内の港区チャレンジ商店街店舗応援事業補助金のページをご覧ください。

階)へ提出してください。申請書・事業計画書は港区ホームページからダウンロードできます。

申請期限

令和3年1月29日(金)

必要書類

- (1)交付申請書(区様式)
- (2)事業計画書(区様式)
- (3)予定事業の見積書
- (4)納税証明書
- (5)創業5年以上であることが確認できる書類(開業届等)の写し
- (6)履歴事項全部証明書・登記簿謄本(法人のみ、発行から3カ月以内のもの)
- (7)食品衛生法で定める営業許可証の写し(鮮魚または精肉を販売している店舗のみ)

問い合わせ

産業振興課産業振興係
☎3578-2556

港区役所本庁舎内に夜間・休日等に立ち入る場合、手続きが必要です

夜間・休日等に港区役所本庁舎に立ち入る場合、本庁舎1階の宿直室で手続きが必要です。手続きが必要な時間帯は次のとおりです。ご理解のほどよろしく申し上げます。

- 平日:夜間～早朝(午後8時30分～翌日午前7時45分)
- 土・日曜、祝日、年末年始:終日

問い合わせ

契約管財課庁舎管理担当
☎3578-2870



日々の生活にお悩みの皆さんへ

～お金、仕事、住宅等、生活に関する相談窓口のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が苦しい、家賃が払えない、仕事が見つからない、病気で働けない、社会に出るのが怖い等、生活のことでお悩みはありませんか。

一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

自立相談支援 失業等による経済的な問題と合わせて、生活上の悩み、ご家庭の問題、健康上の悩み等のお話を伺います。課題を整理した上で支援プランを作成し、適切な支援機関につなぐ等、自立に向けた取り組みを一緒に行います。

ひとり親家庭支援 ひとり親家庭の

仕事探しをお手伝いするとともに、ご家庭の状況に配慮しながら、抱える問題を一緒に解決していきます。

住居確保給付金(事前予約制) 失業等により住居を喪失したり、その恐れがある人に対し、住居確保のための給付金を支給します。

就労支援 就労支援員が仕事探しをお手伝いします。

就労準備支援 仕事に対する不安が大きかったり、人とのコミュニケーションが苦手だったり、すぐに仕事に就くことが難しいと見込まれる人に対し、生活習慣の回復、社会参加能力の習得、就労意欲喚起を行い、

就職活動・就労が可能な状態になるよう支援します。

家計改善支援 家計の収支バランスが取れない人に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行等を行います。

※港区生活・就労支援センターは、港区が設置した、生活にお困りの人の相談を受ける機関です。社会福祉士等、専門的な資格を持った職員が相談を受け付けています。職員が相談者と一緒に問題点を整理し、必要に応じて生活保護をはじめとした他制度につなぐ等、生活改善に向

学習相談支援 子どものいる世帯および子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供等を行います。

所在地 麻布地区総合支所2階
開所時間 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

けて支援します。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、支援内容に変更が生じる場合があります。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まずは電話でご相談ください(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご注意ください)。

問い合わせ

港区生活・就労支援センター

☎5114-8826 FAX3505-3501

新型コロナウイルス感染症に関するご相談について

帰国者・接触者電話相談センター

次のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人(基礎疾患のある人)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の人で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず)

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者

とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分

☎3455-4461

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター

とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時

※土・日曜、祝日は、終日対応しています。

☎5320-4592

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者

とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分

☎3455-4461

聴覚障害がある人等の相談窓口 FAX3455-4460
東京都電話相談窓口(コールセンター)

とき 月～日曜午前9時～午後10時(祝日を含む)
対応内容 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応

聴覚障害がある人等の相談窓口 FAX5388-1396
厚生労働省電話相談窓口

とき 午前9時～午後9時

※土・日曜、祝日も対応しています。

☎0120-565653(フリーダイヤル)

問い合わせ

防災課危機管理担当

☎3578-2515

保健予防課保健予防係

☎6400-0081

新型コロナウイルス感染症に関連した犯罪にご注意ください

新型コロナウイルス感染症に関する不安感につけこむ、卑劣な犯罪が全国的に発生しています。

詐欺の事例

- (1) 会社員を名乗る者から「コロナで会社が困ってれば500万～3000万円まで融資します。」等の電話があった。
- (2) 「80歳以上の人はコロナで補助金が60万円出ます。キャッシュカードと印鑑証明書を用意しておいてください。」等の電話があった。
- (3) 区役所職員を名乗る者から、「コロナ対策の書類を送ったが届いているか。」等の内容の電話があった。

身に覚えがないメールが届いたら

メールやSMS(ショートメッセージサービス)を悪用し、「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、マスクの無料送付確認をお願いします。」等とメッセージを送り、本文内に記載したURL(インターネットサイトのアドレス)のリンクをメール等の受信者にクリックさせようとする場合があります。

これは、マスクが入手できると誘惑してメール等の受信者にURLをクリックさせることで偽のインターネットサイトに誘導し、個人情報やパスワード等重要な情報を詐取しようとするものです。

身に覚えがないメールやSMSが届い

たら、URLをクリックしてはいけません。

店舗を狙った侵入窃盗被害に注意

営業時間の短縮および自粛をしている店舗に対する侵入窃盗被害が発生しています。閉店中に無施錠の出入り口や小窓等から侵入したり、店舗のポスト等に入れていた合鍵を使用したりして侵入し、レジや金庫に保管していた現金が窃取されるというものです。次の点に気を付けましょう。

- 店舗内(レジ内や金庫等)に現金を保管しないようにする。
- 店舗出入り口のみならず、侵入が予想される勝手口ドアや小窓等も必ず施錠する。
- 店舗のポストや店舗外に設置されているキーボックス等に合鍵を入れておかない。

閉店中の店舗前で周辺の様子を伺う等の不審者を見かけた場合には、110番通報をお願いします。

皆さんへのお願い

電話やメール等で新型コロナウイルス感染症に関する投資や融資等、お金に関する話を持ちかけられたら、すぐに区や警察に相談しましょう。

問い合わせ

防災課生活安全推進担当

☎3578-2272

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な皆さんへ 区税の徴収を猶予する「特例制度」のお知らせ

従来の区税の徴収猶予とは異なり、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の「特例制度」においては、徴収猶予を受けるための担保の提供は不要で、区税の納付が遅れたことによる延滞金もかかりません。

対象となる税金

- 特別区民税・都民税(特別徴収分)の令和2年度7月分～12月分
 - 特別区民税・都民税(普通徴収分)の令和2年度第2期～第3期分
- 対象** (1)(2)のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の1カ月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少していること。
- (2) 納期限までに納付することが困難であること。

猶予の期間 それぞれの納期限の翌日から1年間、徴収の猶予を受けることができます。

手続き 徴収の猶予を受けるには、所定の特例徴収猶予申請書を提出する必要があります。併せて、収入や現預金の状況が分かる

資料を提出していただきます。

特例徴収猶予申請書は、電話またはファックスで連絡をいただければ郵送します。また、税務課納税促進係(区役所2階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

郵送での申請は、〒105-8511 港区役所税務課納税促進係へ(郵送料は区が負担します。詳しくは、4面をご覧ください)。また、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用したオンライン申請も可能です。

窓口でも申請を受け付けますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送またはオンライン申請をご利用ください。

提出期限 それぞれの納期限までに申請が必要です。既に納期限を過ぎた税については、個別にご相談ください。

問い合わせ

税務課納税促進係

☎3578-2615～20・26～33

FAX3578-2634

港区広報番組をご覧ください

7月11日更新「港区広報トピックス(20分番組)」

内容 令和2年12月31日投函分まで郵送手続きの料金を区が負担します 他

放送期間 7月11日(土)～20日(月)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

ごみ等の出し方についてお知らせします

みなとリサイクル清掃事務所では、区民の皆さんの生活を維持するために、ごみの収集と資源の回収を行っています。家庭からごみ等を出す際は、決められた曜日の午前8時までに出していただくこと、他の、次の点に注意していただき、ごみの減量と分別の徹底にご協力ください。

資源とごみの分け方・出し方

区は、資源とごみの分け方・出し方を7面のとおりに定めています。詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所へお問い合わせください。

粗大ごみの受け付けについて

粗大ごみは、家庭から出る家具等の大きなごみ(一辺が30センチメートル以上のもの)です。電話またはインターネットで、粗大ごみ受付センターに申し込みください。詳しくは、粗大ごみ受付センターまたはみなとリサイクル清掃事務所にお問い合わせください。

粗大ごみ受付センター

電話受付時間:月～土曜午前8時～午後7時(年末年始を除く)
☎5296-7000
インターネットの申し込みは
https://sodai.tokyokankyo.or.jp
をご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、粗大ごみ受付センターのページをご覧ください。

※インターネットの申し込みは年末年始、メンテナンス時を除き24時間受け付けています。

新型コロナウイルスがごみの中に残っているかもしれないときの出し方

家族等身近な人に対するの注意点

- ごみに直接触れないでください。
- ごみ袋はしっかりしばって封をしてください。
- ごみを捨てた後は手を洗ってください。

周辺地域の人に対するの注意点

- ごみ(使用後のマスクやティッシュペーパー等)を路上や公園等にポイ捨てすることは、絶対にやめてください。

ごみ等を収集・選別・処分している作業員等に対するの注意点

- 感染している人または、感染が疑われる人が飲み終えたペットボトル(キャップ含む)や資源プラスチックは可燃ごみで出してください。

- 使用した後のマスク・ティッシュペーパー・飲み終えたペットボトル等、感染拡大の恐れがあるごみはビニール袋に入れて密閉してからごみ袋に入れてください。
- ごみ袋を集積所に出す際は、しっかりとごみ袋の口をしぼってください。
- 集積所のごみがカラス等に荒らされないよう対策をしてください。

ごみ収集職員に対する応援メッセージへのお礼

区民の皆さんから、ごみ収集職員に向けての応援や感謝のメッセージをいただき、収集作業をしている職員にとって大きな励みとなっています。心温まるメッセージに感謝を込め、いくつか紹介させていただきます。今後も区民の皆さんの生活を維持するために収集業務に取り組んでまいります。

メッセージの紹介

- 新型コロナウイルスが流行している中、変わらず生活できるのは皆さんのおかげです。私達も分別、感染防止の袋密閉に努めます。



区民の皆さんからいただいたたくさんの応援メッセージ

- 皆さんは雨の中でも作業をしながら新型コロナウイルスと戦っています。どうか身体に気をつけないよう、これからもよろしくをお願いいたします。
- 毎日ご苦労様です。コロナ禍、熱中症の時節、危険と隣り合わせでがんばってくださり感謝いたします。お身体に気をつけて。この他にも、多数メッセージをいただいています。ありがとうございます。

問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所清掃事業係 ☎3450-8025

子育て・子ども 関連情報

一人で悩んでいたり、誰にも話せなくて困ってたりすることはありませんか。

困ったな、つらいな、心配だなと思ったら、「みなと子ども相談ねっと」に相談してみましょう。

「みなと子ども相談ねっと」は港区に住む18歳未満の人なら誰でも、携帯電話、スマートフォン、パソコンから登録して、相談できるシステムです。秘密は守ります。

こんな相談ができます

- 苦手な子がいて、見ているだけでイライラしてしまいます。どうしたらいいですか。
- 塾の勉強と学校の宿題で大変です。疲れしました。どうしたらいいですか。



みなと子ども相談ねっと

いですか。

- 親とけんかをしてしまいました。家に帰りたくありません。
- 忙しかったからLINEを既読無視していたら、仲間からスルーされるようになりました。学校に行きたくないです。

「みなと子ども相談ねっと」で相談する前に

- 迷惑メール等のフィルターをかけている場合は anone@minato.kodomosoudan.net からのメールを受信できる設定にしてください。
- 返事に時間がかかることがあります。早く返事が欲しい時は、電

話か直接会って相談できます。

相談方法は3つあります

ねっとで相談

携帯電話、スマートフォン、パソコンから24時間、いつでも相談できます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「みなと子ども相談ねっと」のページをご覧ください。

電話で相談

相談受付時間
月・水・金・土曜 午前9時～午後5時
火・木曜 午前9時～午後7時
相談専用ダイヤル ☎6400-0092
会って相談
相談受付時間

☎ 当日直接会場へ。
☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

はじめての離乳食教室

離乳食のはじめ方について、調理実演を交えて話をします。

- ☎ 区民で、令和2年3月生まれのお子さんのいる保護者
- ☎ 8月26日(水)午前11時～正午、午後1時30分～2時30分
- ☎ みなと保健所
- ☎ 各15組(申込順)
- ☎ 持ち物 離乳食づくり方テキスト(3～4カ月児健康診査案内と一緒に郵送しています)

こんにちは赤ちゃん訪問

お子さんが生まれたご家庭に、助産師や保健師が訪問します。訪問では、(1)お子さんの体重測定や育児相談(2)産後の体調についての相談(3)母子保健サービスの紹介等を行います。

- ☎ おおむね生後120日以内のお子さんのいる全ての家庭※第2子以降の人もご利用ください。※里帰り中、里帰り後も訪問できます。お問い合わせください。
- ☎ 母子健康手帳に付いている「出生通知書」のはがきを郵送してく

ださい。
☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

Helloママサロン

助産師による小講話・交流会を行います。

- ☎ 区民で、令和2年5・6月生まれのお子さんとその保護者※1カ月児健診後にご参加ください。
- ☎ 7月20日(月)午前9時30分～11時30分(受け付けは10時15分まで)
- ☎ みなと保健所
- ☎ 30組(会場先着順)
- ☎ 持ち物 母子健康手帳、バスタオル

に郵送しています)
☎ 電話で、開催前日までに、みなとコール(受付時間:午前9時～午後5時)へ。 ☎5472-3710
☎ 健康推進課健康づくり係

ママの健康相談(訪問)

助産師が家庭を訪問し、産後の体調・母乳等の相談に応じます。

- ☎ 区民で、出産後1年未満の人
- ☎ 相談回数 3回まで可
- ☎ 電話で、健康推進課地域保健係へ。 ☎6400-0084
- ☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

☎ 電話番のかけ間違いにご注意ください。

凡例 ☎:対象 ☎:とき ☎:場所 ☎:内容 ☎:定員・募集人員 ☎:申し込み ☎:問い合わせ ☎:選考方法 ☎:担当課

(訂正前)・郵送の場合:本人確認書類の写しを①～③の他に同封してください。

(訂正後)・郵送の場合:本人確認書類の写しを同封してください。

問い合わせ 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083


資源とごみの分け方・出し方 家庭版

資源 プラスチック

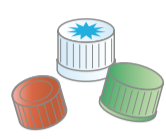
毎週	曜日
	曜日

午前8時まで

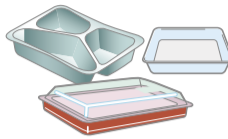
プラマークを目安に分別してください。




フィルム・袋




キャップ(ふた)



トレイ



カップ・パック




ボトル・チューブ



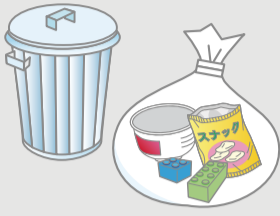
ケース(CD、DVD等)



発泡スチロール等



その他のプラスチック



- ① 汚れは、古布や残り水等で落としてください。
- ② ふた付きの容器、または中身の見える袋に入れて出してください。

袋を二重にしないでください。

資源 ペットボトル、びん、かん、古紙

毎週	曜日
	曜日

午前8時まで

残り水等で軽くすすいで出してください。
 ※キャップ・ラベルは外す ※飲食用に限る。 ※飲食用に限る。



ペットボトル

ペットボトルのみ



びん

びんのみ



かん

かんのみ

古紙(雨の日でも回収します)



新聞紙・段ボール・紙パック・雑誌



その他再生可能紙
(菓子箱・トイレトーパーやラップの芯など)

ペットボトルはペットボトル回収袋または中身の見える袋に入れて出してください。


びん、かんはコンテナまたは中身の見える袋に入れて出してください。

古紙は種類別にひもでしばって出してください。その他再生可能紙は、紙袋に入れて出すか雑誌にはさんで出すこともできます。チラシは新聞紙にはさんでください。

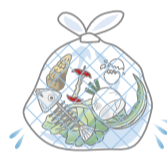
可燃ごみ (燃やすごみ)

毎週	曜日
	曜日


午前8時まで



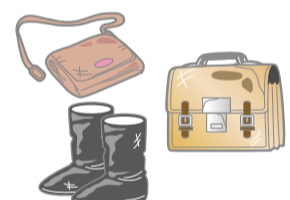
汚れが落とせないプラスチック



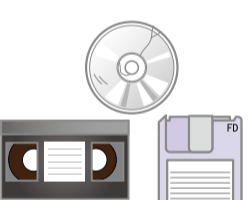
生ごみ
(水をよく切ってください。)




資源に出せない紙類



ゴム・皮革製品



CD・ビデオテープ等



衣類・紙おむつ等
(排せつ物はトイレに流してください。)




ふた付きの容器または中身の見える袋に入れて出してください。


不燃ごみ (燃やさないごみ) 第

毎月	曜日
	曜日


午前8時まで



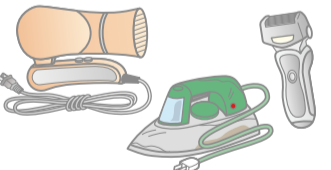
陶磁器・ガラス類




金属製品
刃物は新聞紙等に包んで「キケン」と表記してください。



電球・蛍光灯
電球・蛍光灯は購入時のケース等に入れてください。 ※蛍光灯は、拠点回収も実施しています。(電球は除く)



30cm未満の小型家電製品
※30cm以上のものは粗大ごみです。



カセットボンベ スプレー缶・ライター
カセットボンベ等は、中身を使い切ってから、袋に「キケン」と表記して、他の不燃ごみとは別の袋で出してください。



ふた付きの容器または中身の見える袋に入れて出してください。

粗大ごみ (事前申込制) 有料

※持ち込みについては一部無料

おおむね一辺が 30cm 以上のものは粗大ごみです。
 事業所から出る粗大ごみは区では収集できません。廃棄物収集運搬業者に委託してください。

粗大ごみ受付センター **TEL:03-5296-7000** (受付時間 月～土) 8:00～19:00
 インターネット受付(24時間受付) <https://sodai.tokyokankyo.or.jp>

● 全ての資源・ごみは、決められた曜日の午前8時までに出してください。 ●
 港区みなとリサイクル清掃事務所 TEL:03-3450-8025
 (月～土 7:40～17:15) FAX:03-3450-8063

「広報みなと」の
 自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送しています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

子育て・関連情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済的影響の大きい、ひとり親家庭等の生活再建が円滑に進むよう、家計と家事の負担を軽減し、親子が困らなくて栄養バランスの取れた食事の機会を提供します。

対象

- (1) 児童扶養手当受給世帯(ひとり親家庭等)
- (2) ひとり親家庭で、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が児童扶養手当受給基準以下程度まで下がった世帯

子どもの人数	世帯の収入基準月額
1人	22万円
2人	24万8000円
3人	27万7000円
4人	30万5000円
5人	33万4000円

※弁当の配布日現在、親子で港区

ひとり親のご家庭等の皆さん 夕食弁当をご利用ください

エンジョイ・ディナー事業を開始します



に居住していること。
申込方法 (1)の世帯には、6月22日に、区から個別に申込書を郵送しました。登録手続きのために、申込書に必要事項を記入して、返送ください。

(2)の世帯は申込書、申立書に必要事項を記載し、郵送または直接、〒105-8511 港区役所子ども家庭課子ども・子育て支援係へ(郵送料は区が負担します。詳しくは、4面をご覧ください)。申込書、申立書は子ども家庭課子ども・子育て支援係(区役所7階)で配布している他、港区ホームページからダウンロードもできます。

弁当配布期間 7月13日(月)~10月9日(金)

※土・日曜、祝日を除く。

配布時間 月~金曜午後5時~7時

配布場所 対象となる人の最寄り

の区立児童館、子ども中高生プラザ等

※障害がある人等で弁当を配布する場所に取りに行くことが困難な家庭には自宅配送も可能です。

内容 月~金曜に、夕食(弁当)を1人につき1食提供します。弁当は毎食1種類です。

費用 無料

弁当の注文方法 毎週水曜までに、翌1週間分(月~金曜の5食分)を、専用ホームページからお申し込みください。専用ホームページによる申し込みができない人(インターネットに接続できない環境にある人)は、電話で注文を受け付けます。

申し込み内容を区が確認した後、区から利用者に利用登録証を発行します。利用登録証と併せて

利用案内を郵送しますので、詳しくは、利用案内をご確認ください。

注意事項

- 食中毒の発生を防ぐために、弁当は日の当たる場所を避け、涼しい場所で保管し、当日の午後9時までに召し上がってください。
- 食物アレルギーをお持ちの方は、専用ホームページで原材料を確認し、ご自身でアレルギーを除いて召し上がってください。
- 弁当の配布時間帯が夕刻~夜になるため、受け取りは保護者等をお願いします(お子さんが受け取りに来る場合は中学生以上をお願いします)。

問い合わせ

子ども家庭課子ども・子育て支援係 ☎3578-2846

児童扶養手当 特別児童扶養手当 の 現況届をお忘れなく

児童扶養手当や、特別児童扶養手当を受給している人は、年に1回、現況届の提出が必要です。この届け出をしないと、児童扶養手当は11月分、特別児童扶養手当は8月分以降の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。対象者には、7月下旬に「現況届のお知らせ」をお送りします。

受付日時 8月3日(月)~31日(月)午前8時30分~午後5時

提出場所 お住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係

※お住まいの地区の総合支所以外に提出する場合は、必ず事前にご連絡ください。

時間外受付期間・場所

(1) 8月19・26日(水)午後5時~7時:各総合支所区民課保健福祉係

(2) 8月22・23日(土・日)午前8時30分~午後5時:子ども家庭課子ども給付係(区役所7階)

※事前予約が必要です。電話で、8月14日(金)までに、お住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係へ。

※各手当は、区内に住所があり、表に該当する人が資格を継続できます。支給要件に変

更が生じた場合は、各総合支所へ届け出てください。

児童扶養手当受給者の持ち物

- 印鑑
 - 児童扶養手当証書(現在支給を停止している人は必要ありません。証書を紛失した人は受付時にお申し出ください)
 - 保険証(受給者および対象児童分)
 - 生計維持調査
- ※受給状況により持参するものが異なるため、詳しくは児童扶養手当の「現況届のお知らせ」をご覧ください。

特別児童扶養手当受給者の持ち物

- 印鑑
 - 特別児童扶養手当証書(現在支給を停止している人は必要ありません。証書を紛失した人は受付時にお申し出ください)
- ※受給状況により持参するものが異なるため、詳しくは「特別児童扶養手当現況届について」をご覧ください。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2432
 各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照

表 児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給要件一覧

	支給要件
児童扶養手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(心身に障害がある場合は20歳未満)で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している人 ● 父母が離婚した児童 ● 父または母が死亡した児童 ● 父または母が重度の障害を有する児童 ● 父または母が生死不明である児童 ● 父または母に1年以上遺棄されている児童 ● 父または母がDV保護命令を受けた児童 ● 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ● 婚姻によらないで生まれた児童 ※ただし、次の場合を除きます。 ○ 児童が里親に委託されている場合 ○ 児童が児童福祉施設(保育園・母子生活支援施設を除く)に入所している場合 ○ 児童が父および母と生計を同じくしている場合(父または母が障害によって受給している場合を除く) ○ 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者も含む)に養育されている場合 ○ 受給資格者またはその扶養義務者等の前年(1~10月の月分の手当については前々年)の所得が一定以上ある場合 ○ 受給資格者または児童が日本国内に住所を有しない場合
	20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している人 ● 「愛の手帳」1~3度程度の児童 ● 「身体障害者手帳」1~3級および一部4級程度の児童 ● 長期間安静を要する症状、重度の内部障害または重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童 ※ただし、次の場合を除きます。 ○ 児童が施設(保育園・母子生活支援施設を除く)に入所している人 ○ 児童が障害を理由とする公的年金を受けている人



お気に入りの一冊をPOP(ポップ:文字やイラスト)や言葉で紹介し合い、最も読みたくなった本を選出するゲーム感覚のイベント「書評合戦」を開催します。優勝者には、表彰状、記念品を授与します。

POP(ポップ)バトル部門

文字やイラストでお気に入りの本の魅力を紹介する作品を募集します。

対象

区内在住・在学の中学生・高校生

大きさ・画材

縦9センチメートル×横13センチメートルの画用紙等に絵具や色鉛筆等を使用し、おすすめの本について文字やイラスト等で表現してください。書名と著者名は必ず記載してください。

申し込み

郵送または直接、9月7日(月)ま

で、各港区立図書館へ(郵送先欄外参照)。

※1人1点に限ります。

※募集要項や応募用紙は、港区立図書館、区内学校図書館で配布する他、港区立図書館ホームページからダウンロードもできます。

来館者投票期間

9月24日(木)~10月13日(火)

投票場所

各港区立図書館
 ※特別整理期間等で休館の場合がありますので、港区立図書館ホームページまたは電話でご確認ください。

結果発表

11月中旬を予定しています。

ビブリオバトル部門

公募により選ばれた区内在住・在学の中学生・高校生がバトラー(発表者)として、お気に入りの1冊への熱い思いを5分間で紹介します。ビブリオバトルの参加者募集は、港区立図書館ホームページや広報みなどで改めてお知らせします。

問い合わせ

図書文化財課学校支援担当 ☎3437-6621

第2回港区図書館を使った 調べる学習コンクール 作品募集

疑問に思ったこと、関心を持ったことについて、図書館を利用して調べた結果やそれまでの過程を文章や絵、写真等でまとめて応募してみませんか。優秀作品は、全国コンクールに推薦します。

対象 区内在住・在学の小・中学生

募集期間 9月1日(火)～30日(水・必着)

募集作品 公共図書館や学校図書館を利用して調べ、まとめた作品

●身近な疑問や不思議に思うこと、関心があること等、調べるテーマは自由です。

●「見る」「聞く」「作る」等の体験や実地調査等も取り入れながら、どのように調べていったのか、その結果、何が分かったかをまとめてください。

作品サイズ

小学生 B4判サイズまたは八つ

表 港区立図書館一覧

図書館名	電話番号	電話相談実施曜日	受付時間
三田図書館	☎3452-4951	8月の土曜	午後1時～5時
麻布図書館	☎3585-9225	8月の月曜	午後2時～5時
赤坂図書館	☎3408-5090	8月の土曜	午後1時～5時
高輪図書館	☎5421-7617	7・8月の木曜(第3木曜を除く)	午前10時～午後3時
高輪図書館分室	☎3443-1666	8月の日曜	午後1時～4時
港南図書館	☎3458-1085	8月の月～水曜	午後1時～4時

切りサイズまで
 中学生 A4判サイズまで
 ※模造紙等にまとめる場合は、上記サイズに折りたたんで応募してください。

ページ数 本文は1ページ以上50ページ以内。表紙・目次・参考文献一覧は必ず付けてください。

申し込み 郵送または直接、応募カードに、氏名・学校名・作品名を明記の上、各港区立図書館へ(郵送先8面欄外参照)。

※1人1点に限ります。

子育て・関連情報

※募集要項や応募カードは、各学校や港区立図書館で配布する他、港区立図書館ホームページからダウンロードもできます。
 ※特別整理期間等で休館の場合がありますので、港区立図書館ホームページまたは電話でご確認ください。

調べる学習電話相談を実施します
 調べる学習の進め方、まとめ方について、図書館の職員が電話で相談に応じます。

問い合わせ
 図書文化財課学校支援担当
 ☎3437-6621

「体罰によらない子育て」 子育て家庭や子育て家庭を支援する方に向けて

区の子育て支援施設「あい・ぱーと」施設長でもある大日向 雅美氏から、区民の皆さんに向けて寄稿文をいただきました。

執筆者

大日向 雅美氏(恵泉女学園大学学長)



はじめに

令和元年6月に児童虐待防止対策の強化として体罰禁止を定めた児童福祉法等の一部改正法が成立し、令和2年4月から施行となりましたが、「ちょっと手をあげただけで法律違反になってしまうの？子育てなんかできない！」と子育て中の親の間に不安と戸惑いが強まっていると聞きます。わが子の叱り方に悩み、ときに手をあげ、そのことに親自身が傷ついている、これ以上、親を追い詰めてはならないと切実に思います。体罰禁止は一つの法律で解決されるものではありません。むしろ、子ど

もと親を社会全体で支援する仕組みとまなごしを醸成する必要性を痛感いたします。

なぜ体罰禁止が必要

痛ましい虐待死の増加を放置できない

「一度も手を上げずに子育てしている」と言い切れる親は少ないことでしょう。また、子育てという私的領域に法律が介入することへの違和感、あるいはしつけには体罰が必要だという体罰肯定論もあります。そうしたことが体罰禁止法への不安と違和感につながっていると思いますが、一方、昨今、痛ましい虐待で子どもが命を落とす事件が続いていることは周知の通りです。子どもの命と人権を守るための施策は喫緊課題なのです。

しかし、この法律には罰則がありません。単に親を罰することを意図したものではなく、子育てを社会全体でサポートし、体罰によらない子育てを推進することをめざしているものなのです。

体罰肯定論の危うさ

「子どもは言葉や理解力が未発達なのだから、身体に痛みを加えて善悪を覚えさせることが必要」「人を叩いてはいけないことは、同

じように叩かれて痛みを知らせることが必要」という考えの基に体罰が肯定されるとしたら、例えば妻の心得をただすのだと言って夫が妻を殴って、妻は納得するでしょうか。外国人が仮に日本社会ではマナー違反となることをしたときに、日本語が分からないからと叩いたり殴ることが許されるでしょうか。いずれも暴力の行使であり、決して許されない犯罪です。

相手が子どもなら、なぜ許されるのでしょうか。体罰肯定論の一番の問題は、子どもの人権に尊重の念を欠いていることに他ならないと思います。なお、危ないことをしたときに思わず大声を出したり身体を使って制止したりするのは、何とか危険を避けようとする親の精一杯の「ノンバーバルコミュニケーション」だと考えます。

体罰によらない子育てのガイドライン

厚生労働省が設置した「体罰によらない子育ての推進に関する検討会」は子どもの権利を守る立場からの弁護士、小児科医や発達心理学者、妊娠から出産後までを見守る看護師、子育て現場のNPO活動家等が参画しました。専門領域と立場を異にしつつも、子ども

の命と人権を守りたい、そのためにも親への支援を充実すべきだという視点と想いは共通のものでした。

報告書「体罰等によらない子育てのために」の副題『みんなで育児を支えるために』は素案のパブリックコメントと同時に全国に募集し、寄せられた527件の中から選んだものです。これだけ多くの人が子どもの虐待に胸を痛め、親の辛さに目をとめていることが分かるうれしい反響でした。

スウェーデンに学ぶ

世界屈指の福祉先進国スウェーデンは、世界で初めて(昭和54年)子どもへの体罰を禁止した国でもあります。現在、ほとんどの家庭で体罰は行われていないと聞きますが、法律成立からここに至るまで優に40年近い歳月にわたって、子どもの命と人権を守るさまざまな試みがなされています。こうした長期の取り組みを支えてきたのが「社会が親に優しくあることが子どもを守ることにつながる」という哲学でした。私たち日本社会も今回の法改正と検討会が作成したガイドラインをスタートに、子育てを皆で支える社会を築きたいと心から願っております。

問い合わせ
 子ども家庭支援センター地域連携担当
 ☎6400-0091 FAX3455-4539

栄養の話

みなと保健所ではお子さんを対象に栄養相談を行っています。お子さんが1歳を過ぎた頃から、食に関する心配をする保護者から「好き嫌い」「野菜が苦手」「遊び食べ」「むら食い」等の相談が増えてきています。

子どもの好き嫌い

子どもは、食べ慣れないものはなかなか食べたがりません。ま

た、その時の気分や周りの環境によっても好みは変わります。好き嫌いの理由として、食べにくい・噛めない・味・におい等が考えられます。しかし、成長とともに、奥歯がそろい、食べにくかったものが食べられるようになり、味の好みも年齢や発達に伴い変化していきます。

調理法を変えてチャレンジ

苦手な食べ物は、調理法をひと工夫してみましょう。柔らかく煮たり、細かく刻んだりすることで噛みやすくなります。食べにくい肉はそぎ切りや薄切り肉を使う他、パサつく魚はあんかけにすると食べやすくなります。また、味付けを変える、少し時間をおいてから与える等、苦手な食べ物にチャレンジする機会をつくりましょう。

楽しい食事の環境づくり

好き嫌いを直そうと一生懸命になりすぎていませんか。この時期は食事の時間を楽しむことも大切

です。味や食品の好みは、毎日の積み重ねによってつくられていくものです。家族と一緒に同じものを食べて楽しい時間を共有することが、食に関心を持つことにつながっていきます。食事が楽しくなると、自然と好き嫌いも少なくなっていくと思います。家族での会話を楽しみ、楽しい食事の環境をつくっていきましょう。

問い合わせ
 健康推進課健康づくり係
 ☎6400-0083

みなと おしらせボード



- 凡例**
- 対 対象
 - 内 内容
 - 問 問い合わせ
 - 時 とき
 - 人 定員・募集人員
 - 選 選考方法
 - 所 ところ
 - 申 申し込み
 - 担 担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。※費用の表記がないものは、全て無料です。

高齢者関連情報

いきいき園芸教室

植物とのふれあいを通して心身に健康に保つ活動です。

対 60歳以上の区民

時 7月29日～11月18日(第1・3・5水曜、全10回)午前10時～正午

所 西麻布いきいきプラザ

人 6人(初めての人優先で抽選)

費用 2000円(材料費)

申 電話または直接、7月19日(日)までに、西麻布いきいきプラザへ。

☎3486-9166

はり・マッサージサービス

対 65歳以上の区民

時 8月18・19日(火・水)

所 飯倉いきいきプラザ

人 60人(申込順)

費用 1000円(利用料)

申 電話で、7月20日(月)午後5時までに、飯倉いきいきプラザへ。

☎3583-6366

再就職支援セミナー

対 おおむね55歳以上の就職希望者

時 7月20日(月)午後1時30分～4時

所 港勤労福祉会館

人 30人(申込順)※マスクの着用をお願いします。

申 電話で、みなと*しごと55へ。

☎5232-0255

保健福祉課地域保健福祉係

就職面接・相談会

対 おおむね55歳以上の就職希望者

時 7月29日(水)午後1時30分～3時30分(受付時間:午後1時～2時45分)

所 港勤労福祉会館

持ち物 履歴書

申 当日直接会場へ。※入場を制限する場合があります。※マスクの着用をお願いします。

問 みなと*しごと55 ☎5232-0255

回 保健福祉課地域保健福祉係

健康

わかちあいの会みなと

自死(自殺)で身近な人(家族や友人等)を亡くした人が、ありのままの思いを話し、遺族同士で支えあう場です。区民に限らず参加可能です。

対 自死(自殺)で身近な人を亡くした人

時 7月29日(水)午後1時30分～3時30分

所 みなと保健所5階

申 当日直接会場へ。※区民のみ保育あり(4カ月～就学前、2人。電話で、7月22日(水)までに、健康推進課地域保健係へ。

☎6400-0084

回 健康推進課地域保健係

☎6400-0084 FAX3455-4460

◎生活の質向上セミナー「がんと共に歩む人生を充実させるために、医療従事者と『人生の大切な話し』をしましょう」

時 8月8日(土)午前11時～正午

人 15人(申込順)

◎ウェルネスセミナー「日常的にできるフレイル・サルコペニアの予防」

フレイルとは、加齢に伴い体の予備能力が低下し、健康障害を起こしやすくなった状態のことです。サルコペニアとは、筋肉量が減少し、筋力や身体機能が低下している状態を示します。普段から意識して体力低下を予防できるように、運動を始めるきっかけや方法について紹介します。

時 8月19日(水)午前11時～正午

人 15人(申込順)

◎両立支援セミナー「がん制度 大学「がんになってからの家計のやりくり」

時 8月21日(金)午後7時～8時30分

人 20人(申込順)

◎印の共通事項

対 どなたでも

所 がん在宅緩和ケア支援センター

申 電話またはファックスで、各開催日の前日までに、開催日時・イベント名・氏名・連絡先(電話)・参加人数を、がん在宅緩和ケア支援センターへ。

※詳しくは、がん在宅緩和ケア支援センターホームページ <https://www.minato-hpccsc.jp/> をご覧ください。

☎6450-3421 FAX6450-3583

健康相談・禁煙相談(予約制)

保健師・管理栄養士・禁煙相談員が食事や生活習慣病、健診結果の見方等の相談に応じます。

対 区民

時 8月19日(水)、9月9日(水)午前

※時間はお問い合わせください。保育あり(4カ月～就学前、3人。開催日の1週間前までにお申し出ください)

所 みなと保健所

申 電話で、各開催日前日までに、健康推進課健康づくり係へ。

☎6400-0083

講座・催し物

公衆浴場区民無料開放デー

浴場名	電話番号	実施時間
アクアガーデン 三越湯(白金5-12-16)	☎3441-9576	午後3時30分～10時
麻布黒美水温泉 竹の湯(南麻布1-15-12)	☎3453-1446	午後3時30分～11時30分
南青山 清水湯(南青山3-12-3)	☎3401-4404	正午～午前0時
ふれあいの湯(芝2-2-18)	☎5442-2639	午後3時～11時

対 区民

時 7月21日(火)

所 各浴場フロントにある「無料開放カード」に住所・氏名を明記の上、確認を受けてください(区民である

ことが分かるものが必要です)。※マナーを守って気持ちよくご利用ください。他の利用者の迷惑となる行為があった場合、入浴をお断りすることがあります。

その他 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、利用を制限する場合があります。

回 保健福祉課地域保健福祉係

☎3578-2381

学習ボランティア養成講座

子どもたちを取り巻く現状、子どもに対する接し方、効果的な学習支援方法等の講義・実習を通して、学習ボランティアとして携わりたいことを希望する人が必要な知識を習得できる講座です。

講座終了後は、区が行う学習支援事業等にボランティアとして参加することができます。

対 区内在住・在勤者、学習支援に関心のある大学生

時 7月25日(土)、8月22日(土)、9月26日(土)※その他現場実習が1日あります。

所 芝浦区民協働スペース

人 15人(申込順)

申 電話で、7月13日(月)～19日(日)に、みなとコール(受付時間:午前9時(初日は午後2時)～午後5時)へ。

☎5472-3710

生活福祉調整課自立支援担当

お知らせ

マイナンバー(個人番号)カード交付窓口の休日臨時開庁

マイナンバーカードを申請した人が休日にも受け取りができるよう、窓口を臨時開庁します。

「交付通知書」が届いたら、同封されている案内文をご確認の上、受け取り日時の予約を取ってから、交付場所の総合支所へ必要書類を持ってお越しください。※マイナンバーカードの受け取りには事前予約が必要です。※マイナンバーカード交付以外の業務は取り扱っていません。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶

診療時間 □ は午前9時～午後5時

診療時間 ■ は午後5時～午後10時

小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10(社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	--

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

7月12日(日)	カピバラあかちゃんこどもクリニック(小)	白金1-26-4 アイム白金高輪1階A	6277-3008
	虎ノ門病院(内)	虎ノ門2-2-2	3588-1111
	品川東口歯科(歯)	港南2-4-7 石橋ビル2階	5479-8241
	豊田歯科(歯)	六本木3-3-7 六本木NKビル3階	3582-4731
	★山王クリニック品川(内)	港南2-16-1 品川イーストワンタワー307	3471-3014
7月19日(日)	アイビークリニック虎ノ門(内)	虎ノ門1-8-8	5501-1511
	国際医療福祉大学三田病院(内・外)	三田1-4-3	3451-8121
	南青山林歯科クリニック(歯)	南青山2-24-10 ヒロビル3階	3404-7870
	★白金三光クリニック(内)	白金1-25-31 レジデンス白金102	6456-4350
	港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927(休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	【#7119】(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/

電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く) 午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始 午前8時～翌朝8時	【#8000】(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	--	--

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915			
7月12日(日)	ヤブザキ信栄堂薬局	白金1-28-18	3441-4438
7月19日(日)	玉菊薬局	白金3-1-4	3441-1972

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

みなと おしらせボード



凡例
 対象 とき 所
 内容 定員・募集人員 申し込み
 問い合わせ 選考方法 担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、全て無料です。

マイナンバーカードの交付を申請し、交付通知書が届いた人
時 8月23日(日)午前9時～午後5時
所 各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室除く)
欄外参照 各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室除く)

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です

輸血用血液は年間を通じて安定的に確保することが必要ですが、毎年夏季は献血者が減少し、不足しがちです。
 区では各種団体の協力を得て、街頭の献血活動を実施しています。

平成22年1月から、英国滞在歴に関する献血制限が「1日(1泊以上)」から「通算1カ月(31日以上)」に緩和されました。
 平成25年4月から降圧剤を服用している人も献血が可能となりました。 ※献血可否は当日の体調・血圧等から医師が判断します。

男性 400ミリリットル:17～69歳、
女性 400ミリリットル:18～69歳、65～69歳に関しては60～64歳の間に献血経験のある人

時 (1)7月28日(火)午前10時～11時15分、午後0時30分～4時(2)7月29日(水)午前10時～午後4時(3)7月30日

(木)午前10時～11時30分、午後0時45分～4時
所 (1)愛宕警察署(新橋6-18-12)(2)三田国際ビルディング(三田1-4-28)(3)区役所9階会議室
日 当日直接会場へ。
欄 保健福祉課地域保健福祉係 ☎3578-2379

〇献血について
 東京都赤十字血液センター ☎5272-3523

指定管理者公募
産業振興センターの指定管理者を公募します

公募要項配布期間 7月13日(月)～8月11日(火)
指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
公募要項配布場所 産業振興課(区役所3階)で配布する他、港区のホームページからダウンロードもできます。 ※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。
欄 産業振興課産業振興センター整備担当 ☎3578-2558

記事中の表記について (特)…特定非営利活動法人 (社福)…社会福祉法人 (社)…一般社団法人 (公社)…公益社団法人 (公財)…公益財団法人 (有)…有限会社 (株)…株式会社

令和2年度 特別区職員採用選考のお知らせ 対象は障害のある人です



この採用選考は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合および東京二十三区清掃一部事務組合が、障害のある人を対象とし、職員を採用するため、実施するものです。詳しくは、特別区人事委員会ホームページ <http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm> をご覧ください。
第一次選考日
 9月13日(日)

採用区分
 Ⅲ類
選考区分
 事務
採用予定数
 90人
受験資格
 日本国籍を有する人で、次の要件のすべてを満たす人
 (1)次のいずれかに該当する人
 ●身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人

●都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
 ●児童相談所等により知的障害者であると判定された人
 ●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 (2)平成元年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人
 (3)活字印刷文または点字による出題に対応できる人

障害者 関連情報

申込方法、申込期間および申込先
表1参照
選考案内の配布場所
 東京23区の各区役所人事担当課(港区は各総合支所管理課管理係等でも配布)および特別区人事委員会事務局

問い合わせ
 特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎5210-9787
 人事課人事係 ☎3578-2108 FAX3578-2129

表1 申し込みの概要

申込方法	申込先	申込期間
インターネット	http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm (特別区人事委員会ホームページ)	7月16日(木)午後5時【受信有効】
郵送	特別区人事委員会事務局任用課 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1	7月14日(火)【消印有効】

風しん抗体検査・予防接種を実施する区内医療機関が台場地域に2件追加されます

区は、風しんの定期予防接種を受ける機会がなかった対象者に、風しん抗体検査および風しんの第5期定期予防接種を実施しています。対象者には、無料クーポン券を令和2年3月末～4月上旬に発送しましたが、通知に同封した区内医療機関名簿に2件の記載漏れがありました。
 なお、無料クーポンは令和4年3月31日まで、全国の指定医療機関で使用できます。最新の名簿については、厚生労働省ホームページをご覧ください。保健予防課保健予防係にお問い合わせください。

対象
 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性
記載が漏れていた医療機関の詳細
表2のとおり。記載漏れについて、お詫びします。

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、厚生労働省ホームページをご覧ください。

問い合わせ
 保健予防課保健予防係 ☎6400-0081

表2 記載が漏れていた医療機関の一覧

	名称	ところ	電話番号
(1)	お台場クリニック	台場1-5-7-105	☎5531-0731
(2)	お台場海浜公園 虹橋クリニック	台場2-2-4 台場クリニックモール2階	☎3529-2284

区内のPM2.5の1日平均値

6月29日(月)の各局の1日平均値(速報値)は次のとおりです。

区局	PM2.5濃度(μg/m³)	都局	PM2.5濃度(μg/m³)
赤坂局	7.7	高輪局	8.8
一の橋局	10.3	第一京浜高輪局	13.3
芝浦局	7.5	台場局	8.9

※μg/m³=1立方メートル当たりのマイクログラム
 ※速報値ですので、後日訂正されることがあります。
 ※PM2.5の環境基準は、1年平均値が15μg/m³以下、かつ1日平均値が35μg/m³以下です。その他の測定結果やリアルタイムの数値は、港区ホームページまたは東京都ホームページをご覧ください。

問い合わせ 環境課環境指導・環境アセスメント担当 ☎3578-2490

区内の放射線量の1日平均値

6月29日(月)の区内2カ所のモニタリングポストの放射線量の1日平均値は次のとおりです。

区役所(植え込み)	お台場学園
0.070 μSv/h	0.041 μSv/h

※μSv/h=1時間当たりのマイクロシーベルト
 ※地表から50cmの地点で測定。

問い合わせ 環境課環境政策係 ☎3578-2487

令和2年度 特別区職員採用試験・選考のお知らせ Ⅲ類・経験者・就職氷河期世代を対象とする採用試験・選考

各試験の受験資格等について、詳しくは採用試験案内または特別区人事委員会ホームページ

http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm
をご覧ください。

Ⅲ類採用試験

第1次試験日 9月13日(日)

表1参照

経験者採用試験・選考

第1次試験日 9月6日(日)

表2参照

就職氷河期世代を対象とする採用試験

第1次試験日 9月6日(日)

表3参照

申込方法等 表4参照

選考案内配布場所 東京23区の各区役所人事担当課(港区は各総合支所管理課管理係等でも配布)および特別区人事委員会事務局

問い合わせ	
特別区人事委員会事務局任用課係	☎5210-9787
人事課人事係	☎3578-2108

表1 Ⅲ類採用試験の概要

採用区分	試験区分	採用予定数	主な受験資格
Ⅲ類	事務	138人程度	日本国籍を有する人で、平成11年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人

表3 就職氷河期世代を対象とする採用試験の概要

採用区分	試験区分	採用予定数	主な受験資格
就職氷河期世代	事務	37人程度	日本国籍を有する人で、昭和45年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人

表2 経験者採用試験・選考の概要

採用区分	試験・選考区分	採用予定数	主な受験資格
1級職	事務	113人程度	日本国籍を有する人で、昭和36年4月2日以降に生まれた人。また、民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある人。業務従事歴は、1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とし、複数の経験は通算しない。
	土木造園(土木)	13人程度	
	建築	15人程度	
	機械	7人程度	
	電気	7人程度	
1級職	福祉	22人程度	国籍を問わず、昭和36年4月2日以降に生まれた人。また、民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある人。業務従事歴は、1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とし、複数の経験は通算しない。
	児童福祉	9人程度	
	児童指導	8人程度	
	児童心理	6人程度	
2級職(主任)	事務	45人程度	日本国籍を有する人で、昭和36年4月2日以降に生まれた人。また、民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上ある人。業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。ただし、そのうち1カ所については、継続した4年以上の経験を有すること。
	土木造園(土木)	6人程度	
	建築	9人程度	
	福祉	17人程度	
	児童福祉	11人程度	
	児童指導	5人程度	
	児童心理	5人程度	
3級職(係長級)	児童福祉	6人程度	国籍を問わず、昭和36年4月2日以降に生まれた人。また、民間企業等における業務従事歴(児童心理は施設を問わず心理に関連する業務の従事歴)が直近14年中8年以上ある人、そのうち、児童相談所等での業務従事歴が3年以上ある人。
	児童指導	2人程度	
	児童心理	2人程度	

※Ⅰ類採用試験【一般方式】および【土木・建築新方式】(令和2年7月26日第1次試験実施)に申し込んだ人は、試験区分や受験の有無に関わらず、経験者採用試験・選考の申し込みができません。

表4 申し込みの概要

申込方法	申込場所	申込期間
インターネット	http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm(特別区人事委員会ホームページ)	7月16日(木)午後5時【受信有効】
郵送	特別区人事委員会事務局任用課 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1	7月14日(火)【消印有効】

**マイナンバー(個人番号)カードの申請
およびマイキーID設定を支援します**

区は、マイナンバーカードの交付申請書作成の支援を各総合支所で始めました。申請書に添付する顔写真もその場で撮影します。また、マイナポイントの申し込みに必要なマイキーIDの設定も支援します。

マイナポイントとマイキーIDとは
「マイナポイント」および「マイキーID」は、有効なマイナンバーカードを所有している人が利用できるサービスです。
マイナポイント キャッシュレス決済サービスの利用時にもらえるポイントです。マイナポイントを利用して買い物することができます。

マイキーID マイナンバーカードの電子証明書を活用して、設定されるIDです。マイナポイントをもらう場合に必要です。

※マイキーIDの設定は、カードリーダーがあれば自宅のパソコンから設定できます。また、一部のスマートフォンからも設定できます。
還元率25パーセントでマイナポイントがもらえます キャッシュレスでチャージまたは買い物をすると、5000円分を上限にマイナポイントがもらえます。
詳しくは「マイナポイント事業」ホームページ

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/をご覧ください。

支援コーナー設置期間 令和3年3月31日(水)まで、午前9時～午後5時
※10月28日(水)までの毎週水曜は午前9時～午後7時

支援コーナー設置場所

表5のとおり

持ち物

マイナンバーカードの申請について
マイナンバーが分かる書類(通知カードまたは個人番号通知書等)

マイキーID設定について

マイナンバーカード
※マイナンバーの確認やマイナンバーカードの再交付申請、電子証明書の更新や暗証番号の再設定等が必要となる場合には、各総合支所区民課窓口で手続きをしてください

い。その際、本人確認書類が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

※電子証明書の更新当日は、マイキーIDの設定ができません。

表5 支援コーナー設置場所

総合支所名	場所
芝地区	区民課待合ロビー
麻布地区	2階エレベーター前
赤坂地区	1階相談室
高輪地区	区民課マイナンバーカード交付スペース
芝浦港南地区	区民課待合ロビー

問い合わせ	
芝地区総合支所区民課個人番号カード交付推進担当	☎3578-3151
各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室除く)	☎欄外参照

**かしこく使おう
ジェネリック
医薬品**

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許期間終了後に、厚生労働省の認可の下で製造・販売している薬です。新薬と有効成分が同じで、同等の効果が得られると国が認めた薬です。開発コストが少ない分、

新薬より薬価が低くなっています。
ジェネリック医薬品に切り替えるには 病院や薬局に相談してみましょう。お試し調剤(分割調剤)をお願いすれば、試験的に使うこともできます。

区では、国民健康保険証やお薬手帳に貼る「ジェネリック医薬品希望シール」を配布しています。

注意事項

- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 新薬と成分は同じでも、製造法や添加剤が異なる場合があります。

服用し始めたときは、体調の変化に注意してください。

- ジェネリック医薬品に変更しても、自己負担額が新薬の使用時と変わらない場合もあります。
- 医師が治療上、不適切と判断する場合は、変更することができません。

ジェネリック医薬品差額通知を送付します

区の国民健康保険の加入者で、現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬価にかかる自己負担額が一

定額以上軽減されると見込まれる人に、ジェネリック医薬品差額通知を年3回送付します。

対象 主に生活習慣病等の医薬品を処方されている人

発送時期

- 第1回 7月下旬
- 第2回 10月下旬
- 第3回 令和3年2月下旬

問い合わせ	
国保年金課給付係	☎3578-2640~2